

タイトル	中国における農村労働力移動に関する研究(第3報) : 戸籍制度改革の現状と課題
著者	多田, 州一
引用	季刊北海学園大学経済論集, 54(3): 29-47
発行日	2006-12-25

《論説》

中国における農村労働力移動に関する研究（第3報）

— 戸籍制度改革の現状と課題 —

多 田 州 一

目 次

はじめに

- I 戸籍制度による二元社会構造
 - 1 計画経済下の伝統的戸籍制度
 - 〔1〕 戸籍制度の形成過程
 - 〔2〕 都市と農村の二極化
 - 〔3〕 戸籍制度の一部緩和
 - 2 改革開放後の戸籍改革
 - 〔1〕 規制緩和への転換
 - 〔2〕 近年の戸籍制度改革
- II 戸籍制度改革と和諧社会の理想
 - 1 都市・農村間の不均衡
 - 〔1〕 所得格差の拡大
 - 〔2〕 三農問題から四農問題へ
 - 2 格差是正のための取組み
 - 〔1〕 小康と和諧社会
 - 〔2〕 戸籍制度の形骸化

おわりに

はじめに

戸籍とは、「国民の身分関係を明らかにするため夫婦およびこれと氏を同じくする子を単位として編成され、その本籍・氏名・生年月日・入籍原因などを記載する公文書」（『広辞苑』第5版）であり、日本国民に関していえば、居住、移転及び職業選択の自由は日本国憲法で保障された基本的人権である¹⁾。

ところが中国では、中国共産党（中共）の政権樹立以来、出生地により「都市（非農村）戸籍」、「農村戸籍」という区分が厳密になされており、農村で生まれた者が都市に戸籍を移すことは容易なことではなかった。

なぜなら中国は、当時のソ連や他の「東側」諸国にならって、社会主義計画経済体制を国是とするとともに、農村の収益で都市の経済建設を推進するという重工業発展戦略を採用し、都市住民に対して優先的に食料などの生活物資を供給することを、政権維持のための必要条件としたからである²⁾。

そのため、都市戸籍のないものが都市に移動しても、①食料分配制度の恩恵にあずかれない、②子女が公的教育を無料で受けることができない、③医療保険・年金などの社会保障制度の対象とならない、といった生活面での不利益をこうむることになった。改革開放後(1978年末～)、食料分配制度は廃止となり、内陸部の農村から沿海部の都市へと労働力移動が拡大したが、農村出身者は都市戸籍を取得しないかぎり、依然として②と③の障壁が存在している³⁾。

しかし、冷静に考えてみると、農村で生まれるか、都市で生まれるかは、その人自身が選択したものでなく、生まれた場所によってその後の一生が左右されるというのは、身分制度であるといっても過言ではない。農村から都市への移住、あるいは農民から都市住民への転身は、個人の意思で自由になされるべき権利である。

同時に、「農民は農業に従事することを表す1つの職業であって、その人の社会的地位などをはかる身分ではない。農民も都市民もいうまでもなく同じ法律の保護を受ける国民であり、また、国民として果たさなければならない義務も享受すべき権利も同じでなければならない」はずである⁴⁾。

そうであるとすれば、改革開放に伴う規制緩和によって、農村労働力の都市への移入が不断に拡大していく情勢下で、出稼ぎ労働者(農民工)に対する差別政策が時代の流れに逆行することはまちがいない。それはまた、中国が今後、健全な労働市場の育成を目指すためには、解消されなければならない大きな障壁ともいえるだろう。

そこで筆者は、中国における都市・農村間の「二元社会構造」を成立させる根本要因となってきた中国の戸籍事情について、詳細な考察を試みたい。本論文では、第1に中国における戸籍制度の歴史的経過についてまとめ、第2に近年の戸籍制度改革による現状と問題点を明らかにする。そして、農村労働力移動との関連で今後のあるべき方向を示唆したい。

I 戸籍制度による二元社会構造

1 計画経済下の伝統的戸籍制度

(1) 戸籍制度の形成過程

王文亮(2004)によると、中国でいう戸籍(戸口)とは、日本での概念と同一のものではない。「日本では戸籍は夫婦と氏を同じくする子を単位として編成されるが、中国においては登記表が1人1枚ずつ割当てられ、各自が保管する。これを『戸』ずつに集めたものが『戸籍簿』である。また、離婚すなわち分籍という凶式も成り立たず、夫婦であっても『戸口』が別々のこともある。日本でいう『本籍』とは戸籍所在地であって現実の住所とは関係なしにどこに定めてもよく、また自由に転籍できるが、中国の『籍貫』は生まれた子どもが父母どちらの姓を名乗るかによって決まるので、『戸口』所在地や常住地の決定とはさしたる関わりを持たない。また、中国の『戸口』登記は日本でいうところの住民登録を兼ねており、『戸口』と常住地が連結している」のである⁵⁾。

李平(2005)によると、中国における戸籍制度は、およそ3つの発展段階を経て今日に至っている。それは、1949～58年の「自由移動期」(第1段階)、1958～78年の「厳格統制期」(第2段階)、1978年末以降の「半開放期」(第3段階)である⁶⁾。そして、この区分方法は戸籍制度の性格の変化からみておおむね妥当なものとして一般化している。その3つの段階のそれぞれにおける大まかな特徴を示したのが表1-1-1である。

次に、第1段階の時期に公布・施行された法令・法規名とその内容を列挙したのが表1-1-2である。

中華人民共和国成立後、公安部はまず「特殊人口の管理に関する暫定規則」（50年8月）を制定し、建国初期の特殊人口（いわゆる反革命分子や国民党の残滓勢力）の管理を強化した。その上で、「都市戸籍管理暫定条例」（51年7月）を制定し、全国の都市部における統一的な戸籍登記を実施した⁷⁾。

また1953年には、政務院（國務院の前身）が第1回人口調査（センサス）を実施し、その結果から農村部における戸籍管理体制の基礎が確立された。54年12月にはそれをもとに、内務部・公安部などから農村部の戸籍登記制度を打ち立てる通達が出され、内務部が登記業務を、国家統計局が人口統計資料の収集などを、それぞれ担当することになった。そして56年2月には、全国の戸籍登記管理及び人口資料の集計管理などがすべて公安部の管轄に一本化することになった⁸⁾。

1956年3月に開催された第1回全国戸籍工作会議では、戸籍管理の任務を「①国民の身分を証明し、国民としての権利行使と義務履行に資すること、②人口動向の統計を作成し、国民経済、文化、国防のための資料を提供すること、③反革命分子およびさまざまな犯罪活動を発見し、未然に防ぐために協力すること」と規定した⁹⁾。

建国から第1次5ヵ年計画が終わるまでの時期（1949～57年）において、都市と農村の戸籍

表1-1-1 中国における戸籍制度の推移

年代	制度の内容
1949～58年	戸籍の移動は自由。
58～78年	戸籍の移動を管理。都市戸籍と農村戸籍に分け、戸籍の移動を制限。
78年以降	規制緩和の方向。農村戸籍者の都市部への移動を一部認める。

資料：新日本監査法人国際業務本部中国室「独特な戸籍制度」, 2006年1月17日。

表1-1-2 戸籍制度の形成過程, 1950～56年

年次	法令・法規の名称	内容
1950年	特殊人口の管理に関する暫定規則	特殊人口の管理
1951年	都市戸籍管理暫定条例	都市常住人口の登記と管理
	全国人口調査登記規則	常住人口の調査と登記
1953年	中共中央の食糧統一購入・統一販売に関する決議	食糧買取について規定し、供給の範囲を計画する
1954年	内務部・公安部・国家統計局聯合通告	農村戸籍登記制度を普遍的に確立する
	経常戸籍登記制度の確立に関する指示	人口及び戸籍変動の登記と管理
1955年	市・鎮食糧定量供給暫定規則	食糧供給, 配給切符, 食糧油の管理
	都市・農村区分基準に関する規定	農業及び非農業人口の区分
1956年	第1次全国戸籍工作会議の3つの文書	戸籍管理の3大任務の確立

資料：陸益龍著『超越戸口——解読中国戸籍制度——』中国社会科学出版社, 2004年12月, 25頁の表を一部を修正。

登記と管理及び関連する規則が初歩的に形成された。都市戸籍の管理は、基本的に公安機関が担当し、戸籍登記、戸籍簿の発行、「反革命分子」の粛清、職業分配、食料供給計画及び公共秩序の維持はほとんど一体となっていた。また農村では、地方政府が部分的に戸籍管理業務を担当し、その多くは政治・経済上の目的を含んだものであった¹⁰⁾。

中国における現行の戸籍制度（いわゆる伝統的戸籍制度）は、全国人民代表大会（全人代）が1958年1月に公布・施行した「中華人民共和国戸口登記条例」（以下「戸籍登記条例」とする）及び国務院が66年8月と77年11月に了承した公安部の戸籍移転規定にもとづいている。伝統的戸籍制度が成立した時期は、中国が戦後の経済復興（1949～52年）とそれに続く第1次5ヵ年計画（1953～57年）の目標を達成し、急進的な社会主義化路線へと突入した時期と符合している。

戸籍登記条例の施行によって、国家によって国民の戸籍が厳格に管理されるようになった。それはすなわち、この条例が法的根拠となって、農村から都市への移動をはじめとする中国国民の諸権利が著しく制限されるようになったということである。同条例は急進的な社会主義化路線の中（第2段階）でもっとも厳格に運用され、改革開放後（第3段階）は漸進的な緩和措置がとられているが、それ自体は今日も撤廃されていない。

戸籍登記条例は、同時期に成立した「統購統銷」（統一買付・統一販売）制度とともに、急進的な社会主義化への路線転換の象徴的存在である「人民公社」体制を補完するものとなった。つまり、国家統制による「低農産物価格によって都市労働者の低賃金を保証し、戸籍制度によって都市人口の増加を抑制して、重工業優先発展を目指した工業化が追求された」のであった¹¹⁾。

〔2〕都市と農村の二極化

中国の伝統的戸籍制度における最大の特徴は、戸籍を「農村戸籍」と「都市（非農村）戸籍」に峻別し、「住民の管理と都市と農村の人口移動、特に農村から都市への流入を厳しく制限すること」であった¹²⁾。

戸籍登記条例は24条から構成されていて、条例制定の目的、主管官庁、出生・死亡などの登記と変更などに関する規定のほか、戸籍の移転についてその要件や手続きが細かく定められている。

戸籍登記条例の中でとりわけ注目すべきは、「公民が農村から都市に移転する場合、都市労働部門の採用証明、学校の合格証明、あるいは都市戸口登記機関の移入許可証明を持っていなければならない、常住戸口登記機関に転出手続きを申請しなければならない」と明記されたことである（第10条2）。

また、「公民は常住地または県の範囲以外の都市に3日以上寄留するときは、寄留地の戸主、または本人が3日以内に戸籍登記機関に申告し、その地を出発する前に戸籍抹消を申告するものとする」と規定されている（第15条）。

そのため、農村戸籍所有者（農民）は都市での就職、大学入学、軍への入隊以外に、都市戸籍への変更は事実上不可能であり、夫婦でも戸籍が異なれば別居せざるを得ない場合もあった¹³⁾。

そして、農村から都市への移動を著しく制限した伝統的戸籍制度は、圧倒的多数の人口を抱える農村の犠牲の上に成り立つものであった。表1-1-3をみてもわかるとおり、総人口の大部分が農村に集中しているという極端な人口分布の下で、戸籍登記条例の施行は、農村人口を農村部に縛りつけ、二元社会構造形成への布石となった。

表 1-1-3 人口センサスによる都市・農村の人口比較
(単位：万人、%)

年次	総人口	都市人口	農村人口	農村人口比
1953年	58,260	7,726	50,534	86.74%
1964年	69,458	12,710	56,748	81.70%
1982年	100,394	20,658	79,736	79.42%
1990年	113,048	29,651	83,397	73.77%
2000年	126,333	45,594	80,739	63.91%

資料：『2000年第五次全国人口普查主要数概』中国統計出版社，2001年。

その結果、中国という1つの国の中で「都市」と「農村」という2つの身分社会が固定化することになったが、特に戸籍移転に対する制限条件は、1964年8月と77年11月に国務院で批准された公安部による「戸籍移転の処理に関する規定」によってさらに厳格化された。

前者（64年規定）は「草案」であり、そこでは戸籍移転を処理する2つの基本精神が示された。それはすなわち、①農村から都市（「城市」）へ、町（「集鎮」）から都市への移動を厳しく制限し、②小都市から大都市へ、地方都市から北京市・上海市への移動を適度に制限することであった¹⁴⁾。

また後者（77年規定）では、64年規定がさらに具体化された。この規定では天津市が転入制限の大都市として編入されたほか、原則的に「①都市部の住民と結婚した農村人口（農村などに下放された元知識青年を含む）およびその子女、②都市部で働く都市人口の農村暮らしの父母、③農村部で採用された国営企業などの臨時工、契約工、季節工など、がその戸籍を都市部に転入してはならず、また、県レベル以下の集団所有制企業に勤める農村戸籍の労働者や人民公社の経営する『社隊企業』で働く労働者も非農業戸籍への転換をしてはならない」と規定された¹⁵⁾。

こうした制約は、当時の計画経済下における配給制度や就業制度と関連しながら、人口・労働力の地域間移動、特に農村から都市への移動をほとんど不可能にし、二元社会構造を固定化する法的根拠となったといえる。

ここで注目しなければならないのは、この戸籍移転の制約は集権的な計画経済下における経済運営を円滑に進めるために推進された、後発的な政策措置だったことである。重工業発展戦略の実施の結果、「全国の都市人口が1949年の5,765万人から57年の9,949万人に、4,200万人近くも増加」し、「特に、56年と57年増加は著しく、それぞれ900万人と764万人増えた。都市人口の増加率は52～58年間に6.8%に達し、総人口の増加率である2.4%と農村人口の増加率である1.7%をはるかに超えた」ことから、中国政府が都市の発展と社会の安定を必要としたことがその背景にあったということは明らかである¹⁶⁾。

そのため、1954年9月に全国人民代表大会で可決した「中華人民共和国憲法」（以下「憲法」とする）では、国民の権利として「移転の自由」を認めたが、戸籍管理制度の実施でこの条文は有名無実化した。1975年の憲法改正では、現状追認という形式で、「移転の自由」に関する条文そのものも削除された¹⁷⁾。

結局、伝統的戸籍制度による二元社会構造下では、都市住民は政府の行政下でさまざまな保護を受け、就職から社会福祉まで生活に必要な基本条件を保障されることになったが、他方で農民は食料調達から医療まであらゆることについて、自ら調達しなければならない状況となった。田

曉利(2005)は、この2つの戸籍による異なる(差別的)待遇について、以下の10項目から分析している¹⁸⁾。

- (1)「主食供給」：都市戸籍所有者(都市住民)に対する主食の低価格かつ安定的供給を保障するために、中国政府は毎年、財政支出の中から200億元の補助金をあてたのに対して、農村戸籍所有者(農民)の主食の需要には何の保障もおこなわない。農民は事実上、自給自足の生活様式を余儀なくされた。
- (2)「副食品・燃料供給」：都市戸籍所有者は、配給切符を政府から支給され、低価格の配給品を享受することができるが、農村戸籍所有者は、政府から配給切符を支給されない。
- (3)「住宅供給」：都市戸籍所有者は、企業所属の労働者であれば、企業から低価格の住宅供給を享受できるが、農村戸籍所有者は、住宅建設費用の全額を自弁しなければならない。
- (4)「教育費用」：都市部の初・中等教育は、政府からの財政支援があるため、学費徴収がきわめて低い。しかし、農村部の初・中等教育は、政府の財政援助がないため、就学者個人(実際は保護者)が諸費用の全てを負担しなければならない。
- (5)「医療」：都市部では国有企業労働者は労働保障医療制度を、公務員・教員・軍人は全額の公費医療制度を、その他の都市住民は公費医療を享受することができるのに対して、農民は全額自己負担が基本原則である。
- (6)「退職金支給」：都市部の国有企業労働者は、定年退職後に勤務年数に応じて、退職金を企業から支給されるが、農民はその対象外とされた。
- (7)「労働保険(労災)」：都市部の国有企業労働者は、労働保険制度の適用対象になるが、農民はその対象外とされた。
- (8)「兵役」：都市戸籍所有者は、退役後政府の人事部門による職業斡旋を受け、都市部の公務員になることができるが、農村戸籍所有者は退役後農村に帰還しなければならない。
- (9)「婚姻」：都市戸籍所有者と農村戸籍所有者の結婚自体は禁止されていないが、農民の女性が都市住民の男性と結婚した場合、実質的に都市に居住することはできず、しかもその子女は母方の農村戸籍に編入される。
- (10)「就業」：政府は、都市戸籍の労働適齢人口に対して職業斡旋の義務を負うが、農村戸籍の労働適齢人口に対するその義務は負わない。

このように、「中国の都市と農村のそれぞれにおいて、まったく異なった2種類の身分制度・教育制度・就業制度・公共サービス制度および財産配分制度が存在し」、「都市部の住民と農村部の住民は、同じ国民でありながらも異なった別々の社会システムのなかで生きていて、異なった国民待遇を受け」ることになったのである¹⁹⁾。

換言すれば、農民は事実上の「二等国民」の地位におかれ、都市住民に付与されている当然の権利が保障されていなく、都市とは隔絶した農村社会の中に拘束されることになったのであった。

〔3〕戸籍制度の一部緩和

戸籍登記条例によって確立した伝統的戸籍制度は、都市住民の既得権益を保障し、農民を工業化・都市化のプロセスから排除することによって、一旦は憲法で保障されたはずの国民間の平等を形骸化させることになった。

巖善平(2002)によると、「重工業の発展に全力をあげた毛沢東の計画経済時代には、供出農産物の低価格→都市従業者の低賃金率→国営企業の高利潤率→国家財政の収入増→重工業への傾

斜投資，という形で，工業化が進められ，国民経済はある程度の成長を実現することができた」が，しかし，相対的に条件のよい都市で就職を求めて，「農村から都市に転入してくる人口が増えると，政府は彼らに雇用機会をはじめ食糧などの生活物資を供給することができなくなる。結果的に，戸籍制度は，国家工業化戦略とともに，人口の地域間移動を制限し，都市化の発展を大きく妨げる」ことになったのである²⁰⁾。

しかも中国政府は，1950年代の「反右派闘争」及び60年代の「プロレタリア文化大革命」（以下「文革」とする）の時期に，「右派」ないし「反革命」のレッテルを貼られて失脚した者たちを次々と農村へと追放した。また，都市にいた大量の知識青年を農村へ下放し，「再教育」という名のもとに強制的に農作業に従事させた。彼らは都市戸籍を剥奪され，農村戸籍への変更を余儀なくされた。

1976年に毛沢東が死去し，文革が終結すると，一連の政治運動で農村に追放された右派分子や知識人・知識青年の支持を取りつけた新政権は，彼らの都市への帰還を承認したが，そのためには彼らの農村戸籍を元の都市戸籍に転換させる必要が生じた。

そこで，1977年11月の「戸籍転換規定」（前出）で，政府はあくまでも二元社会構造の維持を確認しながらも，文革による都市戸籍剥奪者の戸籍回復や，すでに社会現象となっていた農村労働力の都市への出稼ぎの容認など，戸籍制度の一部緩和へと踏み切ったのである。

これによって，戸籍登記条例などで定めた農村から都市への人口移動の制限が改めて確認されたが，一方で大学・短大入試に合格した農民の子女，一定の条件を満たす農村戸籍の幹部，軍隊に服役し業績が認められた農村出身の軍人，国営企業などに勤めた都市戸籍の退職者を親にもつ農村戸籍の子女，別居生活を長年強いられた別居家族などを対象とし，厳しい審査を経た上で，その農村戸籍が都市戸籍に変換できるようになった。ただし，各省・市・自治区でこうした戸籍転換者の人数は毎年，当該地域の非農業人口の0.15%を超えてはならないと定められた（1990年以降，0.2%まで緩和）²¹⁾。

その結果，1979年の都市人口は前年に比べて1,250万人も増加しているが，これは農村にいた大量の「元都市住民」が，政府の政策転換に伴い，都市へと帰還したことを意味している²²⁾。

つまり，この77年規定によって，二元社会構造の法的根拠として伝統的戸籍制度が完成したといえるが，同時に文革によって混乱した社会を收拾するために，戸籍転換及び労働力移動が条件付で容認される契機となった。そして，この「戸籍制度の一部緩和」は，改革開放後（1978年末～）におけるさらなる規制緩和への流れを不可逆的なものにしたのであった。

2 改革開放後の戸籍改革

〔1〕規制緩和への転換

鄧小平が推進した改革開放によって，農村では農業集団化の象徴的存在であった「人民公社」が崩壊し，一定量の収穫物の上納を条件に農民に対して耕地の比較的自由的な運営を認めた「農家生産請負制」が成立した。

この動きに伴い，農村では推定1億5,000万人以上といわれる「余剰労働力」の雇用先創出のために，農村内非農業である「郷鎮企業」の振興がなされたが，そこでの雇用能力の限界のために，農村労働力はやがて都市へと出稼ぎに行くようになった²³⁾。

他方で，都市では労働市場が整備され始め，農民出稼ぎ労働者（農民工）は都市労働者よりも一段低い待遇とはいえ，農村に比べて圧倒的に賃金のよい都市での労働を志願するようになった。

その結果、生じたのが農村労働力移動である。

こうした状況の下で、戸籍登記条例は依然として堅持されたが、一方で農村労働力移動への需要を追認する形式で、段階的に戸籍制度の規制緩和が実施されるようになった(表1-2-1参照)。

改革の契機となったのは、1984年1月の「1号文書」である。そこでは、「一定の条件を備えている農民の地方都市(集鎮)への移住を認めるべきだ」という指針が示され、同年10月には国務院によって「農民の集鎮への移住に関する通知」が出された²⁴⁾。

この通知では、郷鎮企業の勃興によって町(集鎮)に居住する企業の経営管理者や一般従業員が急増してきたため、これらの人びとの戸籍転換(農村戸籍→都市戸籍)が認められた。ただし、その対象者は、『非農業人口』として統計上取り扱われるものの、食糧をはじめ、さまざまな生活物資の購入(国定の配給価格を大きく上回る市場価格による)、医療、年金、就職、住居なども、自己責任で解決しなければならない点で、都市部に住む非農業戸籍の人びとと大きく異なっていた。彼らは普通の都市民でもなく農民でもないような第3の社会的存在」とみなされたのである²⁵⁾。

また、1985年7月の公安部による「都市暫住人口の管理に関する暫定規定」では、集鎮において生産・販売に従事する出稼ぎ労働者が都市戸籍を取得することが許可された。この規定では、農村労働力の都市移入に伴う都市人口の増加及び戸籍管理の混乱に対処するため、都市に3ヶ月以上滞在する外来者は、管理機関に戸籍を登録し、「暫住証」あるいは「寄住証」を取得することが義務づけられた。その結果、「出稼ぎ労働者の都市での短期在住・居住が認められるようになった」のである²⁶⁾。

そして、1985年9月には全国人民代表大会によって「中華人民共和国居民身分証条例」の実施が公布され、政府は16歳以上の中国国民に対し「居民(住民)身分証」を申請することを義務づけ、人口管理の現代化のための基礎がつけられた²⁷⁾。

1980年代は、こうした戸籍制度の緩和措置に伴い、農村労働力の都市への移入が顕在化した時期であった。また労働力移動は、当初の「盲流」という否定的なことばから「民工潮」という肯定的なことばへと置き換えられたが、その背景には「戸籍登記条例」を堅持しつつも通知や意

表1-2-1 戸籍制度改革の進展, 1984~2001年

年月	法令・法規の名称	内容
1984年1月	1号文書	条件付で集鎮への移住を許可
1984年10月	農民の集鎮への移住に関する通知	条件付で集鎮での戸籍転換を許可
1985年7月	都市暫住人口の管理に関する暫定規定	暫住証・寄宿証制度→出稼ぎ労働者の都市での短期在住と居住を許可
1985年9月	中華人民共和国居民身分証条例	16歳以上の国民に身分証携帯を義務化
1997年6月	小都市における戸籍管理制度改革に関する実験案及び農村の戸籍管理制度に関する改善意見	都市在住の農村戸籍所有者に条件付で都市戸籍への転換を許可
1998年8月	当面の戸籍管理におけるいくつかの突出した問題に関する意見	都市戸籍取得の条件の緩和
2001年3月	小都市における戸籍管理制度改革の推進に関する意見	都市戸籍, 農村戸籍を廃して「居民戸籍」に統一化

資料：李平論文「戸籍改革50年回眸・新中国戸籍管理制度的変遷」、『人民網』、2005年3月1日の記述から作成。

見などによる部分的な戸籍制度改革の進行があった。

しかし一方で、都市に移動した農村出身の出稼ぎ労働者が担ったのは、いわゆる3K（キツイ、キタナイ、キケン）に属する底辺の労働であった。彼らはたいていの場合、都市部の私企業（私営・个体企業）に雇われ、純粋な都市労働者より比較的低い賃金で働かざるを得なかった²⁸⁾。

表1-2-2は、1995年の北京、武漢、広州の各市における出稼ぎ労働者と都市労働者の年平均賃金を比較したものである。ここからわかることは、いずれの都市においても、出稼ぎ労働者は都市労働者より相対的に低い賃金・待遇で働くことを余儀なくされたということである。

その結果、就業のチャンスと豊かさを求める農村労働力移動の流れは、貧しい西の内陸部から相対的に豊かな東の沿海地域へと向かい、地域間における所得格差の拡大に拍車をかけることになったのである。

〔2〕近年の戸籍制度改革

戸籍登記条例の改変を伴わない戸籍制度改革を「部分的」というならば、今日に至っても「抜本的」な改革はなされていないことになる。しかし、1990年代以降、戸籍制度改革は明らかにその歩調を加速させている。

例えば、地方の小都市、国務院が認可した経済特区、経済技術開発区、ハイテク産業開発区などを対象に「藍印（ブルーマーク）戸籍制度」が導入された。これは、大規模な開発で土地を失った農民、開発区に投資をしているさまざまな投資者、開発区にやってくる大勢の技術者、経営管理者などに対し、所定の定員枠では対応が困難なことから、地元でのみ有効な「藍印戸籍」（臨時戸籍）を発行して一時的に都市への居住を認めるといったものであった²⁹⁾。

この制度は、例えば1993年に上海で、95年には広東省深圳で導入されたが、その結果、農村からの出稼ぎ労働者は、一定の条件を満たせば正式な都市戸籍を取得できることが容認された。

表1-2-2 都市労働者と出稼ぎ労働者の賃金比較

(単位：元)

	北京市	武漢市	広州市	平均
都市労働者の平均賃金	7,213	6,222	10,830	8,088
農民工の平均賃金	5,256	4,148	7,118	5,507
農民工/都市労働者	0.73	0.67	0.66	0.68
都市労働者の年平均労務費	9,606	8,293	15,226	11,043
農民工の年平均労務費	6,194	5,034	8,922	6,717
農民工/都市労働者	0.64	0.61	0.59	0.61
男性都市労働者の初任給	387	252	517	385
男性農民工の初任給	319	275	352	315
農民工/都市労働者	0.82	1.09	0.68	0.86
女性都市労働者の初任給	383	247	483	371
女性農民工の初任給	279	259	320	286
農民工/都市労働者	0.73	1.05	0.66	0.81

注：労務費は賃金に福利、医療、保険、住宅及び食費手当てを加算した。

資料：南亮進・牧野文夫編著『流れゆく大河』日本評論社、1999年9月、139頁。

また、1997年6月に国務院が批准した「小都市における戸籍管理制度改革に関する実験案及び農村の戸籍管理制度に関する改善意見」は、農村戸籍所有者でも満2年以上都市に居住・就業している者に対し、都市戸籍の取得を認めた。

その条件は、①農村から都市に入り、就労し、もしくは第2次・第3次産業で起業する者、②小都市の企業、団体、その他の機関に招聘された管理者・専門技術者、③小都市で職場の配分によらない市場価格の住宅を購入した者、もしくは合法的に自ら建設した住宅をもつ者、である³⁰⁾。

続く1998年8月に国務院が批准した公安部の「当面の戸籍管理におけるいくつかの突出した問題に関する意見」では、戸籍管理制度に関するさらに一步進んだ規制緩和がなされた。

そこでは、①新生児が父母どちらの戸籍に入籍するかは基本的に自由に選択できる、②夫婦別居の場合、配偶者の所在都市に一定期間居住していれば、本人の意思でその都市の戸籍を取得できる、③子女と同じ戸籍所在地に居住していない高齢者（男性60歳以上、女性55歳以上）の場合、その子女が親の居住都市の戸籍を取得できる、④転勤などの理由により家族と離れる者が元の居住地に戻る意志がある場合、優先的に解決すべきである、などが認められた³¹⁾。

1990年代になると、より具体的な市場経済化政策（「社会主義市場経済」）の導入により、慢性的な物資の不足状態は相対的な過剰に転じ、都市部においても、これまでは国が保障をしてきた就職や住居といった問題を自力で解決することは決して不可能ではなくなった。その結果、数千万人の農村人口が都市部へと移住し、恒常的に働くという状況が出現したが、これがまさに農村労働力移動の拡大につながった。

そして、市場経済の急速な発展にともない、改革開放下における経済発展の担い手となった出稼ぎ労働者を中心に、二元社会構造の法的根拠となっている戸籍制度の全面的改革を要望する世論が高まっていった。

そのため、2001年3月には国務院が公安部の「小都市における戸籍管理制度改革の推進に関する意見」を批准し、中国はついに本格的な戸籍制度改革に着手することになった。これは、従来の「農村戸籍」、「都市戸籍」という戸籍上の区分を廃止し、戸籍登録は実際の居住地の行政機関で「居民（住民）戸籍」に登録しさえすればよいというように改めるといった内容であった³²⁾。

この戸籍統一化政策は、2001年12月に広東省で先行的に実施の決定がなされたことを契機に、各地の中小都市で実施（具体化）されて始めているが、特に、湖北省では2003年に武漢市、襄樊市、黄石市をモデルケースとして、農村戸籍と都市戸籍の区別をなくし、いずれも「湖北省住民」に一本化したことや、広東省深圳市で2004年10月までに27万人の農民をすべて都市戸籍に編入したことは注目に値する³³⁾。

しかし一方で、中国政府は大都市での戸籍の統一はまだ認めていない。大都市での戸籍制度の統一が可能となるためには、治安維持政策の拡充、教育施設の充実、社会保障制度の完備、交通機関・上下水道などのインフラの整備などがさらに拡充することが必要であり、時期尚早だとみなされている。また、大都市での戸籍の統一が実現した場合、一時的に都市の治安が悪化することも懸念される³⁴⁾。

戸籍制度改革のさらなる進展のためには、単に農村戸籍と都市戸籍の一本化を図るだけではなく、両者の間に存在する労働雇用、教育、社会保障をめぐる格差を是正していかなければならないのである。

II 戸籍制度改革と和諧社会の理想

1 都市・農村間の不均衡

〔1〕所得格差の拡大

1950年代後半以来、中国は戸籍登記条例による厳格な移動規制によって、都市と農村を完全に異質の経済社会として分断することに成功した。

当初、農村から都市へと流れてきた無許可の出稼ぎ労働者は、都市部の社会秩序を脅かす存在として認識されたため、彼らを犯罪者扱いで拘束し、強制的に故郷に送還するなどの極端な措置がとられていた。だが、1980年代以降になると、経済発展による都市での労働力不足と、農村余剰労働力の解消といった難題をかかえた指導部は、農民が自らの意思で職を求めて都市へと出稼ぎに行くのを黙認するようになった。

また、近年の戸籍制度改革によって、中国における労働力移動は拡大し、持続的な経済発展のための不可欠な要素としてみなされてきているが、それによって中国社会の二元社会構造が一挙に解消されるかどうかについてはいまだ疑問が残る。

改革開放当初、鄧小平は「先に豊かになれるところから豊かになろう」といい、先に豊かになった地域が遅れた地域の発展を促進するという「先富論」を提唱した。その結果、東部沿海地域の諸都市が開発特区に指定され、中西（内陸）部は発展から取り残されたが、当時は沿海地域の発展がやがて内陸部の発展を牽引するものと考えられていた。

しかし、四半世紀以上を経た今日でも、地域間の格差は縮小するどころかますます拡大の一途をたどっている。その代表的なものが都市・農村間の格差であるが、そこには二元社会構造が依然として存在している³⁵⁾。

中国の憲法では、「中華人民共和国の公民は、高齢、病気、あるいは労働能力喪失といった状況下で、国と社会から援助を獲得する権利がある。国は、公民がこのような権利を享受できるように、社会保険、社会救済および医療・衛生事業を整備する」という。だが実際には、農民は「身分」上の制約から、国が提供する基本的な公共財を享受していない状況におかれている³⁶⁾。

ここで、都市・農村間における格差を検証するために、表2-1-1を参照されたい。それによると、都市と農村の所得格差は近年、3倍以上に拡大していることがわかる。

佐野淳也（2003）は、「都市・農村間所得格差は、80年代前半と90年代半ばに一時的に縮小したが、それ以外の時期には拡大している。98年以降は拡大基調で推移しており、2001年は2.9倍に達した。この格差は、改革・開放期において最大である。都市部において高所得を得る機会が増加（外資系企業への就職者の増加などによる）する一方、農村部の所得の伸び悩みが深刻化していることの表われである」と述べ、農村部の所得が低迷している要因として、「①農村における絶対的貧困層の存在、②農業収入の低迷を背景とした出稼ぎ依存度の上昇」という2点を指摘している³⁷⁾。

そのため、農民は低効率・低収入の農業に固執するよりも、農村内非農業の郷鎮企業への就職、もしくはたとえ都市住民よりも低い待遇を受けたとしても、農村にとどまるよりもはるかによい収入が得られる都市への出稼ぎを希望するのである。その結果、農村労働力移動が不断に拡大していく状況となっていった。

労働力移動に関連する諸問題を解決していくためには、一方で農村における農民の生活環境を改善・向上し、他方で移動先の都市での差別的処遇を撤廃していくような多面的な政策が実行さ

表 2-1-1 農民と都市住民の年間所得の推移
(単位：元)

年次	農民	都市住民	都市/農民
1978年	133.6	343.4	2.57
1979年	160.2	387.0	2.42
1980年	191.3	477.6	2.50
1981年	223.4	491.9	2.20
1982年	270.1	526.6	1.95
1983年	309.8	564.0	1.82
1984年	355.3	651.2	1.83
1985年	397.6	739.1	1.86
1986年	423.8	899.6	2.12
1987年	462.6	1002.2	2.17
1988年	544.9	1181.4	2.17
1989年	601.5	1375.7	2.29
1990年	686.3	1510.2	2.20
1991年	708.6	1700.6	2.40
1992年	784.0	2026.6	2.58
1993年	921.6	2577.4	2.80
1994年	1221.0	3496.2	2.86
1995年	1577.7	4283.0	2.71
1996年	1926.1	4838.9	2.51
1997年	2090.1	5160.3	2.47
1998年	2162.0	5425.1	2.51
1999年	2210.3	5854.0	2.65
2000年	2253.4	6280.0	2.79
2001年	2366.4	6859.6	2.90
2002年	2475.6	7702.8	3.11
2003年	2622.2	8472.2	3.23
2004年	2936.4	9421.6	3.21

資料：国家統計局編『中国統計年鑑』2001年版，2005年版から作成。

れなければならないだろう。そして、農民工の問題は、中国の三農問題の中で、突出した地位を占めていくことは避けられない趨勢である。

〔2〕三農問題から四農問題へ

これまで述べてきたように、中国では都市と農村という二元社会構造が存在し、事実上の「二等国民」として憲法で保障されたはずの諸権利を享受できない農民は、長い間農村という閉鎖された社会に押し込められてきた。

近年の戸籍制度改革により、いくらかは規制緩和がなされ、一定の条件が満たせれば農村戸籍から都市戸籍に変更する道も開かれた。しかしながら、大多数の農民は依然として被差別民のま

までである。

例えば、「農民は勝手に都市に転居することができず、就職先を見つけても、国内版ビザともいべき『暫住』の資格しか得られない。その数は、当局に登録しているだけで8,673万人に上る（2005年6月）が、農民工は、都市の戸籍をもっていないゆえに、雇用の機会が厳しく制限され、低賃金と長時間勤務といった劣悪な労働条件を強いられている」のである。同時に、「多くの名目で、税金や費用は徴収されるのに、医療や子供の義務教育をはじめとする都市住民が享受している公共サービスを受けることができない。また、職を失っても失業保険の対象にならない。都市部で生まれた自分の子供も農業戸籍のままになっており、都市の戸籍が与えられない」のが現状である³⁸⁾。

中国農民は結局、たとえ都市に移動したとしても、非国民待遇しか受けることができなく、それは中国が自ら署名している国連の世界人権宣言で訴えている「すべての人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する」という条項にも明らかに違反している³⁹⁾。

中国はこれまで農業・農村・農民という「三農問題」を「調和のとれた社会」（後述）を目指すための最大の課題としてとらえてきたが、昨今はそれに「農民工」問題を加えた「四農問題」の様相を見せ始めている。

こうした情勢の中で、戸籍制度はさらなる改革を必要とし、劉金国公安部副部長は中央社会治安综合治理委員会の席で、「中国公安部は戸籍制度の改革について検討を行い、農業と非農業の戸籍の垣根を撤廃し、都市部と農村部における一本化した戸籍管理制度の確立を模索している。それと同時に、合法的な固定の住所を戸籍登録のよりどころとし、大都市や中都市に向かう戸籍移転への制限を徐々に緩めることにしている」と述べ、農民が差別を受けることなく、自由に移動できるための法的整備が必要であるとの認識を示した⁴⁰⁾。

そして、もしそれが実現すれば、短期的には都市における就業が圧迫され、治安が悪化や公共サービスの不足といった問題が生じるかもしれないが、長期的にはやはり戸籍による身分制度の撤廃こそ中国の総合的な国力の増強につながり、持続的な発展のための条件の1つになるといえるのではないか。

2 格差是正のための取組み

〔1〕小康と和諧社会

改革開放後、慢性的な食料不足の状態を脱し、国民全体の生活水準を向上させることは、中国にとって国家的な事業であった。この目標は、表2-2-1のような3つの段階に区分できるが、具体的には①1980年をベースにしたGNP（国内総生産）を2倍に増やし、80年代までに国民の衣食問題を解決する、②20世紀末までにGNPをさらに2倍に増やし、国民生活を小康水準まで引き上げる、③21世紀半ばまでに国民1人当たりのGNPを中等先進国並みに高める、という計画が策定された⁴¹⁾。

また、中国の国務院発展研究センターは、2001年から向こう20年間の実質経済成長率を年平均7%（前半10年が7.2%、後半10年が6.8%）と予測し、2002年11月の第16回共産党大会では、江沢民国家主席〔当時〕によって2020年の国内総生産額を2000年の4倍にすること（翻兩番）を「小康社会」全面建設の奮闘目標とすることが提唱された⁴²⁾。

この党大会を契機に、江沢民は政権の表舞台を去り、漸進的に胡錦濤が国家元首としての地位を相続した。胡錦濤は、全権掌握がほぼ確定した2004年9月の第16期4中全会での施政方針演

表 2-2-1 中国の経済建設に関する段階的目標

段階的区分	目標水準	目標設定期間	達成状況(政府見解)
第1段階	温飽(衣食は事欠かさず)	1990年まで	目標設定期間中に基本達成
第2段階	小康(まずまずの生活)	2000年まで	目標設定期間中に基本達成
第3段階	富裕(中等先進国並み)	21世紀中葉まで	沿海地域の一部では達成

資料：王文亮著『九億農民の福祉』中国書店、2004年10月、131頁。

説で、江沢民路線を大筋では継承しつつも、新しく国務院総理に選出された温家宝とともに独自の政策路線を打ち出す必要に迫られた。

4中全会では、新政権の歴史的任務として、①小康社会の実現、②近代化の継続推進、③祖国統一と世界平和維持・共同発展の促進、という3つの目標が掲げられ、とりわけ①に関しては、これまで東部沿海地域を中心とした局地的な小康段階から全面(全国)的な小康段階の実現が目指された⁴³⁾。

ここでいう小康水準の実質的な指標は、「①より豊富な生活財、②バランスの取れた消費構造、③居住条件のステップアップ、④より豊かな文化生活、⑤健康水準の向上、⑥個人消費水準の向上、⑦社会サービス施設の完備および労働環境の改善など」7項目に集約される⁴⁴⁾。

同時に、「調和のとれた(和諧)社会」の構築が小康社会実現のための具体的な政策目標として登場し、その達成のために、①公平と正義の実現、②道徳・思想の強化、③法による統治、などが必要であると強調された⁴⁵⁾。

2005年2月、胡錦濤は閣僚級幹部を対象に「社会主義の調和のとれた社会の構築は、中国の特色ある社会主義事業の新たな局面において重大な任務である。人民内部の矛盾と社会矛盾を正しく処理し、社会の安定を維持する仕事をしっかりやろう」と述べ、経済成長の維持を大前提にしながらも、経済成長に盲進した前政権の政策を調整し、行きすぎた弱肉強食社会を是正するための政策を訴えた⁴⁶⁾。

改革開放後四半世紀を経て、中国は一方で「社会主義市場経済」の構築とWTO(世界貿易機関)加盟に伴う自由貿易体制への移行を経験しながら、発展途上国ながらも「世界の工場」あるいは「世界の市場」という国際的な名声を獲得した。しかし一方で、人びとは経済効率を追求するばかり、社会主義にもかかわらず行きすぎた弱肉強食の風潮が蔓延している。

「調和のとれた(和諧)社会」は、こうした社会の諸矛盾を調整し、健全な国民国家育成を目指すという中共の強い意志のあらわれでもある。すでに2002年、中共は第16回党大会で私営企業家の入党を認めた。江沢民の「3つの代表論」が党規約の中に明記され、社会主義のイデオロギーに盲従したかつて様相を一変させてきている⁴⁷⁾。

〔2〕戸籍制度の形骸化

中国農村の生々しい現状を暴露したために、中国国内では発禁処分になったといわれている『中国農民調査』や朱鎔基国務院総理〔当時〕に農村の惨状を直訴した李昌平氏の著書である『中国農村崩壊』といった書籍によると、近年、中国農村の一部では貧困と腐敗が蔓延し、危機的な状況におかれているという⁴⁸⁾。本論文の主題は戸籍制度なので、その「過激」な内容についてここでは言及しないが、農村をめぐる諸問題の根本原因として存在しているのが戸籍制度であるといっても過言ではない。

その法的根拠はすでに述べたように、1958年の戸籍登記条例であるが、それは今日に至るまで撤廃されてはいない。「厳格統制期」（1958～78年）においても、「半開放期」（1978年末～）においても、現状追認という形式で強化もしくは緩和がなされてきた。近年、中国政府は大々的な緩和政策を打ち出し、すでにいくつかの都市では農村戸籍と都市戸籍による差別的処遇が廃止されてきているが、全体的にみれば依然として不完全な形態にとどまっている。

しかし、ここで強調しておきたいのは、中国農民の誰しもが戸籍制度の全廃を望んでいるかというところでもないところが、この問題における今後の動向を興味深いものにしていく。

例えば、筆者は、2006年3月に遼寧省大石橋市にある「営口青花集団」を訪問したが、その際応対してくれた王守倫副書記（経営者の末弟、副社長待遇）から興味深い話を聞くことができた⁴⁹⁾。

営口青花集団は、1984年10月に設立した株式会社形式の民間企業であり、大石橋市の特産であるマグネシウムの〈生産（採掘）→加工→販売〉を一手に担っている。王氏によれば、大石橋市の労働賃金は比較的高いため、そこでは現地の労働者よりもむしろ遼寧省内の康平県、朝陽市といった未開発地域や内蒙古、吉林・黒龍江省などの労働賃金が安い地域の労働者を積極的に雇用する傾向にある。また、技術者については浙江省など南方の省から呼び寄せている（ただし、管理職の90%、技術者の60%は大石橋の出身）。

ここで注目すべき点は、域外からの労働者が入社すると臨時の戸籍が取得できることだが、王氏自身（及び経営者一族）は農村戸籍のままに経営者の地位についている。王氏は「農村戸籍のままでも十分に実利を得ており、わざわざ都市戸籍に変更する必要はない」と語ってくれた。

つまり、中国では近年、2つの戸籍制度による弊害を打破するために、一方でいくつかの地域では都市戸籍と農村戸籍の統一が図られてきているが、他方でこの王氏らのようにたとえ農村戸籍のままでも何の不足も感じていない人も存在しているのである。

もちろん、この事例のみをもって戸籍制度改革の必要性を疑問視することはできないが、一部の地域で農村戸籍そのものがすでに形骸化してきている一事例である。こうしたことも結果的に、都市・農村間における格差是正につながる兆候であるといえるだろう。

おわりに

本論文は、中国における戸籍事情という視点から二元社会構造及び農村労働力移動の本質に迫ることに主眼をおいた。

その結論は第1に、中国における戸籍制度は、その性格から3段階に分類できるが、今日まで続く伝統的な戸籍制度が法的に確立したのは、1958年1月の戸籍登記条例の公布・施行からのことである。

中国は建国当初、新民主主義による混合経済を採用し、戦後の経済再建と漸進的な社会主義化につとめたが、第1次5ヵ年計画（1953～57年）が終了したあたりから、方針を転換し、急進的な社会主義化路線を歩み始めた⁵⁰⁾。政府による労働力の計画的分配にもとづいた失業のない完全雇用制度による伝統的な労働力就業構造の下で、重工業発展戦略が推進された。

一方、農村においても合作社を發展させた「人民公社」が組織され、都市同様「働いても働かなくても同じ」という悪平等の集団労働が奨励されたが、都市とは異なり、農民は都市住民に付与されている当然の権利が与えられていなく、また、都市と隔絶した農村社会に封じ込められて

きた。

その二元社会構造を現実のものとしたのは戸籍登記条例であり、以後毛沢東時代の終焉（1976年）まで、厳格な移動規制が実施された。同時に、大躍進や文革で農村から都市へ、または都市から農村へ政治的な目的のために強制的な人口移動がなされ、多くの人びとが翻弄された。

第2に、毛沢東の死後、段階的な規制緩和措置（戸籍制度改革）がとられ、農村から都市への出稼ぎを目的とした農村労働力移動（民工潮）現象が顕著にみられるようになった。ここで、大規模な農村労働力移動の出現は、伝統的戸籍制度による二元社会構造が生み出した産物にほかならないことを改めて強調しておく必要がある。

つまり、「中国の工業化プロセスと労働力移動が歩調を合わせなかったために、大量の余剰労働力が農村に滞留し、農村部に労働生産性の低下、農産物の商品化率の低下、農民の所得の低下」などの弊害をもたらすことになった。そこで、「農村における就業機会が日に日に減るなか、農民は生存と発展の機会を求めて都市に赴」いたために、労働力移動という現象が顕在化することになったのである⁵¹⁾。

だが他方で、戸籍登記条例自体は今日なお堅持されていて、また、地域によって戸籍制度改革の進捗度に格差が存在する。都市戸籍と農村戸籍が「居民（住民）戸籍」として一本化されることが不可避の流れとなってきたものの、大都市では依然として農村戸籍の差別的処遇の完全撤廃に消極的であるなど課題は多い。

中国が今後、さらなる発展を目指すとき、かつてのような大多数の人口を抱える農村を疎外した発展戦略は、時代の流れに逆行することはまちがいない。健全な国民国家の育成という観点からみて、「二等国民」的待遇はいまこそ解消されなければならない。

その流れの中で、戸籍制度改革の途上ですでに農村戸籍が有名無実化した地域も出てきたことは大変興味深い。労働力の自由な移動の進展は、今後の大きな流れとなることは必至だが、同時に、農村労働力移動という視点から考えると、自由な労働力移動の実現が中国の社会経済にどのような影響をもたらし得るかは、非常に注目すべき研究テーマとなるであろう。

なぜなら、完全に自由な移動と都市における農民工の差別が撤廃された場合、これまでは十分とはいえなかった「一家をあげての完全な労働力移動が一般化」する可能性があるからである⁵²⁾。

農村労働力移動は、中国経済社会の変化をはかる指標であるといっても過言でもないが、戸籍制度改革の進展はその流れを不可逆的なものにしたであろう。戸籍制度の抜本的改革が可能かどうかはいまだ疑問が残るところであるとはいえ、今後の展開を注意深く見守りたい。

【注】

- 1) 日本国憲法第22条には、「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する」という規定がある（佐藤幸治他編集『デイリー六法』（2007年度版）、三省堂、2006年10月）。
- 2) 1949年10月に成立した中華人民共和国がソ連型の重工業発展戦略を採用した一連の流れについては、前論文（多田州一著「中国における農村労働力移動に関する研究（第2報）——労働力就業構造の変化過程——」（『北海学園大学経済論集』第54巻第2号、北海学園大学経済学会、2006年9月30日）を参照されたい。
- 3) 波多野淳彦著『中国経済の基礎知識』JETRO、2003年9月、53頁。
- 4) 巖善平著（現代中国経済シリーズ2）『農民国家の課題』名古屋大学出版会、2002年10月、59頁。
- 5) 王文亮著『九億農民の福祉——現代中国の差別と貧困——』中国書店、2004年10月、175頁。なお王は、中国における「戸籍」の定義をする上で、前田比呂子論文（「中華人民共和国における「戸口」制度と人口移

- 動」、『アジア経済』34(2), 1993年)を参考にしている。
- 6) 李平論文「戸籍改革50年回眸・新中国戸籍管理制度的変遷」、『人民網』2005年3月1日, <http://news.163.com/05/0301/21/1DPQ74EM00011247.html>。
 - 7) 前掲書4), 62頁。
 - 8) 同上。
 - 9) 前掲書5), 176頁。なお、これらの内容は、のちの戸籍登記条例では「社会秩序の維持, 公民の権利と利益の保護, 社会主義建設への奉仕」に置き換えられた(前掲書4), 62~63頁)。
 - 10) 陸益龍著『超越戸口——解説中国戸籍制度』中国社会科学出版社, 2004年12月, 24頁。
 - 11) 南亮進・牧野文夫編著『中国経済入門——目覚めた巨龍はどこへ行く——』日本評論社, 2001年1月, 76~77頁。
 - 12) 陸益龍著『戸籍制度——控制与社会差別』商務印書館, 2003年12月, 482頁。
 - 13) 天兒慧他編著『岩波現代中国事典』岩波書店, 1999年5月, 352頁。
 - 14) 前掲書4), 64頁
 - 15) 前掲書4), 64~65頁。他方, 77年規定では、「都市と農村人口を統制することは党の社会主義段階における重要な政策である」と提起した。さらに公安部は、「『公安部による戸籍移転の処理に関する規定』を厳格に貫徹することに関する意見」の中で、毎年都市から農村へ移動する非農業人口の割合が現有の非農業人口の1.5%を超えてはならないと具体的に規定した。(前掲6) 李平論文。)
 - 16) 前掲書5), 176頁。
 - 17) 馬成三著『中国経済の読み方——「世界の工場」を知る80のポイント』ジェトロ, 2002年9月, 243頁。
 - 18) 田曉利著『現代中国の経済発展と社会変動——「《禁欲》的統制政策」から「《利益》誘導政策」への転換——』明石書店, 2005年5月, 67~68頁, 384頁。
 - 19) 胡鞍鋼著『かくて中国はアメリカを追い抜く』PHP研究所, 2003年7月, 25頁。なお、「農民たちは戸籍を移したくても移せず、一方、積極的に自らの『特権』を放棄して戸籍を農村へ移そうとする都市住民はほとんどいなかった」ため、戸籍登記条例は二元社会構造の法的根拠となった。同時に、「日本の江戸時代には『士農工商』であったが、中国では『党農工商』の身分秩序が支配してきた」のであるが、「どちらの体制も『農』は建前としては地位が高かったが、実際は『工商』以下」におかれていたといえるだろう。(中兼和津次著『中国経済論——農工関係の政治経済学——』東京大学出版会, 1992年11月, 294頁。)
 - 20) 前掲書4), 70頁。
 - 21) 前掲書4), 71頁。
 - 22) 前掲書2), 多田論文(第2報), 88頁・表1-2-2参照。原典は国家統計局編『中国統計年鑑』のデータによる。
 - 23) 前掲書2), 多田論文(第2報), 89~92頁参照。
 - 24) 前掲書4), 224頁。
 - 25) 前掲書4), 72頁。また、こうした形式での戸籍転換は、県政府所在地の「城関鎮」を含まない農村部の「集鎮」だけに限定されていた。
 - 26) 南亮進・牧野文雄編著『流れゆく大河——中国農村労働の移動』日本評論社, 1999年9月, 179頁。この規定は本来、流動人口、とりわけ出稼ぎ労働者の都市への移動の抑制のために制定された。
 - 27) 前掲6), 李平論文。
 - 28) 独立行政法人労働政策研究・研修機構「最近の海外労働事情・中国の戸籍事情/人口移動と進展する戸籍制度改革」, http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2005_3/china_01.htm。なお、私企業のうち従業員8人以上の企業を私営企業, 8人未満の企業を個体企業という。
 - 29) 前掲書4), 72頁。「藍印戸籍」はその戸籍帳の印字が青になっていることからそう呼ばれたものの、実際には、赤の印字となっている本来の都市戸籍所有者に付与されているさまざまな特権が享受できない場合もあった。また、地域によっては、この「藍印戸籍」を地元政府が高額で売却することも珍しくなかった。

- 30) 前掲28)。
- 31) 独立行政法人労働政策研究・研修機構, 「最近の海外労働事情・中国の戸籍事情／硬直化した戸籍制度に対する規制緩和」, http://www.jil.go.jp/kaigaitopic/1999_06/chugokuP01.htm。
- 32) 独立行政法人労働政策研究・研修機構, 「最近の海外労働事情・中国の戸籍事情／人口移動と進展する戸籍制度改革」(PDF版), <http://www.jil.go.jp/kokunai/blt/bn/2005-4/p40-45.pdf> # page=6。
- 33) 「11の省, 直轄市が都市部と農村部の戸籍の一本化に向かう」, チャイナネット, 2005年10月28日, http://www.people.ne.jp/2005/10/29/jp20051029_54717.html。
- 34) 王曙光著(現代中国叢書3)『現代中国の経済』明石書店, 2004年4月, 80頁。
- 35) 前掲28)。
- 36) 農村間における地域間の格差については, 張広勝・瀋陽農業大学経済貿易学院長の研究を参照されたい。(張広勝著・多田州一訳「WTO加盟が中国各地域における農民収入の増加と不均衡に与える影響」, 『北海学園大学大学院経済学研究科研究年報第7号』, 2006年3月。)
- 37) 関志雄著『中国経済のジレンマ』ちくま新書, 2005年10月, 212頁。
- 38) 渡辺利夫編著『ジレンマのなかの中国経済』東洋経済新報社, 2003年7月, 63~65頁。
- 39) 実事求是「『四農問題』解決のカギとなる戸籍制度の解決」, 2005年11月22日, <http://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/ssqs/051122ssqs.htm>。
- 40) 同上。
- 41) 前掲書5), 130~131頁。
- 42) 渡辺利夫編著『ジレンマのなかの中国経済』東洋経済新報社, 2003年7月, 9頁。
- 43) 方天堃著「(平成18年度北海学園大学大学院経済学研究科集中講義)／中国社会経済論特殊講義及び東アジア経済論特殊研究II・講義資料」参照。
- 44) 前掲書5), 131頁。
- 45) 共同通信社・中国報道研究会編著『中国動向2005』共同通信社, 2005年7月, 78頁。
- 46) 同上書, 12頁。
- 47) 江沢民の「3つの代表論」とは, 中国共産党は「先進的な文化」, 「先進的な生産力」及び「最も広範な人民の利益」を代表しなければならないことをいう。特に注目すべきは, 「最も広範な人民の利益」の代表にあり, 私営企業経営者の共産党入りに道を開いた点にある。これは, 2001年7月1日に開催された中共創立80周年記念大会で, 江氏によって提唱された。
- 48) ①陳桂楙・呉春桃著, 納村君子・梶田雅美訳『中国農民調査』文芸春秋社, 2005年11月。②李昌平著・吉田富夫監訳『中国農村崩壊——農民が田を捨てるとき——』NHK出版, 2004年6月。
- 49) 2006年3月12~19日, 筆者は指導教授である池田均・北海学園大学経済学部教授とともに, 中国遼寧省大石橋市を訪問し, 13日に営口青花集団にて聞き取り調査を実施した。
- 50) 池田均著(現代経済政策シリーズ9)『地域開発と地域経済』日本経済評論社, 2001年5月, 23頁。
- 51) 何清漣著, 坂井臣之助・中川友訳『中国現代化の落とし穴——噴火口上の中国——』草思社, 2002年11月, 236~237頁。
- 52) 一例をあげれば, “請負耕地の完全放棄”を伴う都市への永住(農民→都市住民)という現象が起こりうるかどうかということである。「完全な労働力移動のモデル」についての検証は, 今後の分析対象としたい。

※なお, 法律に関する原典資料として, 国務院法制局編『中華人民共和國法規彙編』法律出版社〔各年版〕を参照したことを明記する。

【参考資料】

中国における戸籍制度・労働力移動に関する年表

年次	月	批准機関	法令・法規
1950	8	公安部	特殊人口の管理についての暫定規則（草案）
1951	7	公安部	都市戸籍管理暫定条例
1953	7	政務院	全国人口調査登記規則
1953	10	政務院	中共中央の食糧の計画買付・計画供給の実施に関する決議
1954	12	内政部他	内政部・公安部・国家統計局聯合通告
1955	6	国務院	經常戸籍登記制度の確立に関する指示
1955	8	国務院	市鎮食糧定量供給暫定規則
1955	11	国務院	都市農村区分基準についての規定
1956	1	国務院	農村における戸籍登記，統計工作及び国籍仕事を公安部門に移管することに関する通知
1956	12	国務院	農村人口の盲目的外流を防止することに関する指示
1957	3	国務院	農村人口の盲目的外流を防止することに関する補充指示
1957	9	国務院	農民の都市への盲目的流入を防止することに関する通知
1957	12	中共中央・国務院	農村人口の盲目的外流を制止することに関する指示
1958	1	全人代	中華人民共和国戸口（戸籍）登記条例
1958	2	国務院	農村人口の盲目的外流を制止することに関する指示の補充通知
1959	1	中共中央	新職工と固定臨時工の募集を即刻停止することに関する通知
1959	2	中共中央	農村労働力流動を制止することに関する意見
1962	12	公安部	戸籍管理活動を強化することに関する意見
1964	8	公安部	戸籍移転の処理に関する規定（草案）
1977	11	公安部	戸籍移転の処理に関する規定
1981	12	国務院	農村労働力の都市への流入と農村人口の非農業人口への転換を嚴重に制限することに関する通知
1984	1	中共中央	1号文書
1984	10	国務院	農民が小都市（集鎮）に移住に関する通知
1985	7	公安部	市鎮暫住人口管理の暫定規定
1985	9	全人代	中華人民共和国居民身分証条例
1989	3	国務院	嚴格に農民の出稼ぎを規制することに関する緊急通知
1992	5	公安部	非農業戸籍の販売を断固として制止することに関する通知
1994	11	労働部	省を超えて流動する農村労働力の就業管理暫定規定
1997	6	国務院・公安部	小都市における戸籍管理制度改革に関する実験案及び農村戸籍管理制度の改善に関する意見
1998	8	国務院・公安部	当面の戸籍管理におけるいくつかの突出した問題に関する意見
2001	3	国務院・公安部	小都市における戸籍管理制度改革の推進に関する意見

資料：本論文で引用した文献及び国務院法制局編『中華人民共和国法規彙編』（各年版）（法律出版社）などの資料を参考に独自に作成。